

学校いじめ防止基本方針

～自他を大切にする人間関係の構築を目指して～

蔵王町立遠刈田中学校

◇◇◇◇ 学校いじめ防止基本方針のもくじ ◇◇◇◇

第1章 総則

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 いじめ防止の理念・・・・・・・・
- 3 いじめについての基本的な考え方・・・・・・・・

第2章 いじめの防止

- 1 一人ひとりの生徒を理解する・・・・・・・・
- 2 好ましい人間関係を築く・・・・・・・・
- 3 豊かな心を育成する・・・・・・・・
- 4 保護者へはたらきかける・・・・・・・・

第3章 早期発見

- 1 いじめに気づく・・・・・・・・
- 2 生徒の様子を注意して観察する・・・・・・・・
- 3 早期発見に徹する・・・・・・・・
- 4 相談しやすい環境をつくる・・・・・・・・

第4章 早期対応

- 1 いじめ情報への対応・・・・・・・・
- 2 発見時の具体的な対応・・・・・・・・
- 3 いじめ事案への具体的な対応・・・・・・・・
- 4 重大事態いじめへの対応・・・・・・・・

第5章 ネット上のいじめの対応

- 1 ネット上のいじめについての理解・・・・・・・・
- 2 ネット上のいじめの未然防止・・・・・・・・
- 3 ネット上のいじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・

第6章 いじめ防止対策の年間計画

- 1 年間計画を作成する・・・・・・・・
- 2 年間計画により組織的に活動する・・・・・・・・

第7章 組織体制

- 1 いじめ問題対策委員会の設置・・・・・・・・
- 2 いじめ問題調査委員会の設置・・・・・・・・

付録（各種様式等）

第1章 総則

1 はじめに

いじめ防止対策推進法が、平成25年6月28日に公布され、9月28日から施行された。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、いじめ防止対策に係る国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止対策を総合的にかつ効果的に推進する基本事項を法律で定めた。これにより、学校は学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を策定し、保護者、地域社会、関係機関と連携していじめ防止に積極的に取り組むことが規定された。

平成29年3月16日改訂

① 「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂

- ・旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を次のように改正 → 「けんかを除く」という記述を削除

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

② 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の策定

本校では、これまでいじめについて早期発見・早期対応を合い言葉にして組織的に迅速に対応してきた。これまでの対応の実態を含め、本校のいじめ防止対策全般について、あらためて全教職員で反省し、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づいて、生徒、保護者、地域社会、関係機関と連携し、いじめの未然防止にさらに力を入れていく。

2 いじめ防止の理念

安心して学校生活を送る生徒は、生き生きとさまざまな活動に取り組み、希望を実現することができる。すべての生徒が安心して学ぶ学校を目指し、学校の内外を問わずいじめが行われないようにいじめの防止に取り組む。

3 いじめについての基本的な考え方

いじめは、人として決して許される行為ではない。しかし、現実としてはどの生徒にもどの学校にも起こり得る問題である。だからこそ、学校・家庭・地域社会が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいくことが大切である。いじめの態様は、さまざまに複雑化しているが、文部科学省は「いじめ」について次のように定義している。

〈いじめの定義〉

児童生徒がに対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

いじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なものを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- スマホや携帯（SNS）で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

インターネット上で悪口を書かれた生徒がいた場合、当該生徒がそのことを知らずにいて心身の苦痛を感じるにいたっていない時も、加害行為を行った生徒に対する指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、いじめにあたりと判断した時は行為を行った生徒に悪意がなかったことを十分加味したうえで対応する。

いじめは、発達段階で異なる。たとえば、幼少期では仲良し関係の中で発生する。小学校高学年や中学校などでは、大人の目に見えない状況で起こり、被害の子どもがその事実を隠すことがある。言えないつらさとともに、自らのプライドがその発覚を許さないことからより見えにくくなっている。

いじめ行為には、個性や違いを認めない、差別意識がある、身勝手なストレス発散などが見られる。これは、心の弱さの表れであり、不安定な心の表れである。いじめの陰湿さや深刻さ、重大さを理解し、いじめを見逃さない対応が不可欠である。

学校としてのいじめ防止は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。いじめが起きる前の防止策として、生徒一人ひとりを知る活動は、全ての教職員が日常的に実践していくことが求められている。

いじめを指導していく上で重要なことは、いじめ問題にはどのような特性があるのかを十分に認識する必要がある。日常の学校生活の中から未然防止と早期発見、早期対応に取り組むことは当然であるが、さまざまな特性を全教職員が認識して指導に当たることが重要である。

以下、いじめに関する基本的な認識を示す。

- 1 いじめは、人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- 2 いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- 3 いじめは、気づきにくいところで行われることが多く発見しづらい。
- 4 いじめは、暴行や恐喝、強要など刑罰に触れることもある。
- 5 いじめは、教職員の考え方が大きく左右される問題である。
- 6 いじめは、いじめる側、いじめられる側両方のケアが必要である。
- 7 いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- 8 いじめは、学校・家庭・地域社会が一丸となって取り組む問題である。

第2章 いじめの防止

いじめ問題においては、いじめが起こらない学校づくりを核とし、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、「いじめはどの生徒にも起こりうる」という基本的な考え方を踏まえ、いじめの未然防止のために全ての生徒に対し、いじめに向かわせないための指導に取り組む必要がある。具体的には次のことを行う。

1 一人一人の生徒を理解する

(1) 気づきと実態把握

生徒や学級の様子を知るためには、教職員がいかに気づくかが重要である。生徒と共に活動し、時には同じ目線にたって対応していくことが必要である。その活動での生徒の言動や置かれている状況、気持ちの変容を見抜く洞察力を高めていくことが求められている。

生徒個々の置かれている状況や状態を把握した上で、いじめに対する具体的な指導計画の立案が必要となってくる。そのためには、いじめに対する意識調査や二者面談、人間関係を把握するための調査等も必要である。また、場合によっては生徒のみならず保護者からもいじめに関する意識調査や実態把握を実施する必要がある。

(2) 教職員の取り組み

いじめ防止の基本姿勢は生徒の「居場所をつくる」ことである。指導では生徒のコミュニケーション能力を育て、授業や諸活動において主体的に取り組むことができるような授業づくりや集団づくりを行うことが重要である。また、日々の活動の中で、自己存在感、共感的な人間関係の構築ができるよう指導・援助をしていくことが大切である。

2 好ましい人間関係を築く

(1) 成就感や自尊感情の育成

授業や行事、部活動など教育活動のあらゆる場面において、自分自身を知り、他者との違いを認め合う人間関係づくりが大切である。そのような活動の中から志教育にある「かかわる」、「もとめる」、「はたす」という経験が生徒を成長させる。また、我々教職員の「あいさつ＋1」の声かけが、自己肯定感につながり大きく成長するものとする。

(2) 教職員の協力体制づくり

教師と生徒の人間関係づくりはとても重要であるが、その元になってくるのが教職員の生徒に対する共通理解、共通行動、情報共有等である。互いに相談したり気軽に話し合える職場の雰囲気大切である。そのためにも、校内の組織が有効に機能し、様々な問題に対応していく校内体制整備が重要である。生徒と関わりを持つ時間を意図的に確保しながら、いじめのない生活しやすい学校づくりを目指していく必要がある。

3 豊かな心を育成する

(1) 道徳教育の充実

規範意識の低下や道徳的判断の低さなどから起こる「いじめ」には、普段の授業はもちろんであるが、とりわけ道徳の授業に大きな意義がある。道徳の価値項目の中にある、思いやりや人間愛、生命の尊重といった題材は豊かな心を育てるのに非常に重要なことである。生徒たちは、心が揺れ動く教材や資料に出会えば、自分自身を振り返り生活や行動を反省することによって、豊かな心や人間性が育てばいじめ問題も発生しにくくなる。道徳の授業では、学級や生徒の実態に合わせ、題材や資料等、十分に検討した上で取り扱っていくことが重要である。

4 保護者へはたらきかける

いじめの指導方針や実態の情報について、PTA本部役員会やPTA総会、学級PTA懇談会等を活用し、情報共有していく場を設定していく必要がある。保護者対象のアンケート調査については、現在実施している学評価に関連した教育活動についての保護者アンケート調査等を活用するなど工夫して行う。いじめ問題は、学校のみならず家庭教育にも関連するので、教員に限らず保護者を交えての研修会の開催や学校・学級だよりによる広報活動等も積極的に行っていかなければならない。例えば、次のようなものを考える。

具体例1 授業参観等

- 保護者の方にいじめに関する領域の道徳や学活等の授業を公開する。
- いじめ問題について考える時に、保護者に対してインタビューする。
- ゲストティーチャーを活用する。

具体例2 学級通信等

- いじめ問題に対する取り組みや授業等の様子について、学級通信をとおして知らせる。
- 保護者から意見や考えをもらうために、保護者通信欄を設ける等の工夫を行う。

具体例3 懇談会、家庭訪問等

- PTA総会等で、いじめ防止についての資料を配布し、いじめの防止について、ともに歩んでいく姿勢を示す。
- 学年PTA懇談会や、家庭訪問等での情報交換を密にする。

第3章 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。しかしながら、いじめは、目に付きにくい場所で行われたり、遊びを装って行われるなど気づきにくいことが多いことを認識しなければならない。早期発見のためには、いじめではないかという疑いをもって関わりを持ち、早い段階からいじめを積極的に認知していくことが必要である。具体的には、次のことを行う。

1 いじめに気づく

(1) 生徒の立場に立つ

学校は安全で安心した居場所であればならない。生徒一人ひとりの個性を認め、尊重した学校生活を送らせなければならない。そのためにも生徒の目線に立ち、言葉に耳を傾け、生徒を守るという姿勢でいくことが重要である。

(2) 生徒を理解する

生徒の何気ない会話や言動から、表情とは違う本当の心や訴えを即座に感じ取れる感性を持たなければならないし、それを高めていくことが大切である。そのために、普段から積極的な関わりを持ち、生徒の気持ちを受け入れることや共感的に理解するカウンセリング技法を高めていくことが必要である。

2 生徒の様子を注意して観察する

(1) いじめは目につきにくい場所や時間帯で行われていることを認識する

- ① 遊びやふざけの中で行われたり、仲が良い振りをしながら行われている場合がある。
- ② 無視など状況を把握しにくい状況で行われている場合がある。

(2) 本人からの訴えが少ないことを認識する

いじめられている本人は、「訴えたら仕返しが怖い」、「親に心配をかけたくない」、「信用できない」などの心理的要素が大きいので、なかなか発見しにくい。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

携帯電話やネット環境の普及により、誰もが気軽にできる環境となった。それに伴い誹謗中傷などのトラブルからいじめに発展してきているケースが多くなってきている。そのネットによるいじめは学校ではほとんど分からないのが現状である。家庭ではメールなどで様子がおかしいときは、いじめにあっている可能性もあるということを保護者に伝え、すぐに学校へ連絡するよう事前に依頼していくことが重要である。

3 早期発見に徹する

(1) 目が行き届きにくい日常生活をしっかりと観察する

授業はもちろんのこと、休み時間や昼休み、部活動に生徒の様子をよく観察することが大切である。生徒と関わる機会を積極的に持つことで、いじめの発見に大いに効果がある。

(2) 観察する視点を押さえる

心の発達には個人差があり、未熟さ故に意見の衝突やトラブルからいじめが発生しやすくなる。このときの様子を担当から情報収集しながら、どのような人間関係になっているのか把握しておく必要がある。トラブルがある場合は、その都度適切な指導を行い、人間関係の修復に取り組むことが重要である。

(3) 教育相談（二者面談・三者面談等）を生かす

いじめに限らず、生徒自身の悩みや相談ごとを気軽に相談できる環境をつくることが大切である。普段から信頼関係を築くように努める。定期的に教育相談を設定し、生徒対象や生徒と保護者が一緒に教育相談などの体制を整備する。

(4) いじめアンケート調査を行う

アンケート調査は早期発見のひとつの手立てである。実施にあたっては、被害者の生徒にとっては、その場で記入するのが難しいことも考えられるので、無記名で実施するなどの配慮が必要である。本校では生徒対象に毎月実施し早期発見に努める。

4 相談しやすい環境をつくる

(1) 本人からの相談

① 心身の安全・安心に配慮する

実際に本人から訴えがあった場合には、全職員が一丸となって対応を考えていかなければならない。安全・安心を保障のために一時的に回避する時間や場所を確保したり、担任や生徒指導主事、スクールカウンセラーを中心に心のケアなどに努め、具体的方策を講じて心身の安全・安心を保障する。

② 話を傾聴する

本人の訴えや話の内容を生徒の立場に立って傾聴することが大切である。話を聞いてやることで不安要素が和らぎ、安心する。

(2) 周りの生徒からの相談

① いじめを伝えてきてくれた勇気ある行動を褒め、情報は絶対に明かさないと安心して生活するよう伝える。

② いじめを伝えたことにより新たにその生徒がいじめの被害者にならないよう、話を聞く場所や時間に配慮する。

(3) 保護者からの相談

① 保護者からの訴えには、真摯な態度で対応にあたる。

② 何かしらの生徒指導が起こった時だけの家庭への連絡や家庭訪問では、学校と家庭との間に信頼関係は築けない。普段から学校の様子等について連絡し、共に連携しておくことが重要である。

第4章 早期対応

いじめの訴えや発見した時は、重大な問題と捉え、速やかに適切な対応をすることが大切である。被害者である生徒の苦痛や不安を取り除くことを最優先に考え、学校全体で組織的に対応していくことが重要である。

1 いじめ情報への対応

いじめの情報をキャッチ

実態の把握

- ◇いじめられた側やいじめた側、周りの生徒から聴き取りする。
- ◇関係した生徒に対して個別に聴き取り調査を行う。
- ◇教職員全体で情報を共有し、正確な情報を把握する。
- ◇そのいじめに付随しているものはないか、全体像を把握する。

体制づくり・指導方針決定

- ◇指導のねらいを明確にし、対応にあたる。
- ◇役割分担を明確にする。
- ◇教職員の共通理解・共通行動を図る。
- ◇教育委員会や関係諸機関との連携をしっかりとる。

生徒への指導・支援

- ◇いじめられた生徒の心配や不安を取り除く支援を行う。
- ◇いじめた生徒には、いじめは決して許される行為ではないことを指導する。合わせて周りにいた生徒に対しても、指導を行う。

保護者との連携

- ◇保護者に直接会い、事実の確認と今後の具体的な対応策について話し合いを行う。
- ◇学校は家庭に協力を求め、互いに連携を図っていくことを確認する。

今後の対応

- ◇いじめられた生徒およびいじめた生徒に対して、継続的に指導・支援を行っていく。
- ◇スクールカウンセラーや関係機関と連携し、心のケアにあたる。
- ◇授業や行事、諸活動を通して豊かな心の育成、充実に取り組む。

2 発見時の具体的な対応

いじめの発見時には、その場でやめるよう指導することが重要である。合わせて周りにいた生徒に対しても指導する必要がある。発見時には直ちに生徒指導主事、該当学年に連絡し、教頭、校長へ報告しなければならない。

(1) いじめられた生徒や知らせてくれた生徒を守る

- ① いじめの相談に来た生徒や知らせてくれた生徒に対しては、場所や時間に配慮し、他の生徒の目に触れないような配慮が大切である。事実の確認を行う場合は複数の教職員で対応し、別々の場所で話を聞いていくことが大切である。
- ② いじめられた生徒およびいじめの情報を伝えてくれた生徒を守るため、休み時間や放課後の時間においても教職員の目の届くよう体制づくりを整備する。

(2) 事実確認

事実確認では、行為そのものや経緯についてはもちろんであるが、心情なども視野に入れて傾聴することが大切である。また、当事者に限らず、周囲の生徒や保護者などからも詳しく情報収集し、事実を正確に把握する必要がある。

(3) 情報共有

事実確認は迅速に行い、複数の教職員で対応していくことが原則である。これらの事実を教頭、校長へ報告し、管理職の指導のもと、全教職員が情報を共有し、同一歩調で指導・支援に当たっていくことが重要である。

3 いじめ事案への具体的な対応

(1) いじめの被害生徒への対応

被害生徒に対して

- ◇辛さや不安を取り除くよう、生徒の気持ちを受け入れることが最も大切である。
- ◇気持ちの整理がついてから事実確認を行う。
- ◇必ず解決するということを生徒に伝え、安心感を与える。

被害生徒の保護者に対して

- ◇家庭訪問により、その日のうちに迅速、正確に事実関係を伝える
- ◇生徒に対し徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、不安要素を除去する。
- ◇学校としての指導方針や具体的対応策を伝え、保護者と協議する。
- ◇今後も継続して保護者と連携し、早期解決に向けて取り組んでいくことを伝える。

(2) いじめの加害生徒への対応

加害生徒に対して

- ◇担任が生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったかを確認する。
- ◇不満などの訴えを聞き、受容的な態度で接するも、いじめは人格を否定し生命・身体を脅かす行為であることを理解させる。
- ◇行為そのものに限らず、いじめの背景や理由にも目を向け健全な人格の発達に配慮する。
- ◇指導後も心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、教育的配慮を講じていく。

加害生徒の保護者に対して

- ◇家庭訪問を行い、事実関係を迅速・正確に伝え、事実に対する理解と納得を得る。
- ◇保護者の心情を理解したうえで、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ◇保護者と連携しながら、生徒の変容を見て今後の対応の具体的方策を検討していく。

(3) 周りの生徒への対応

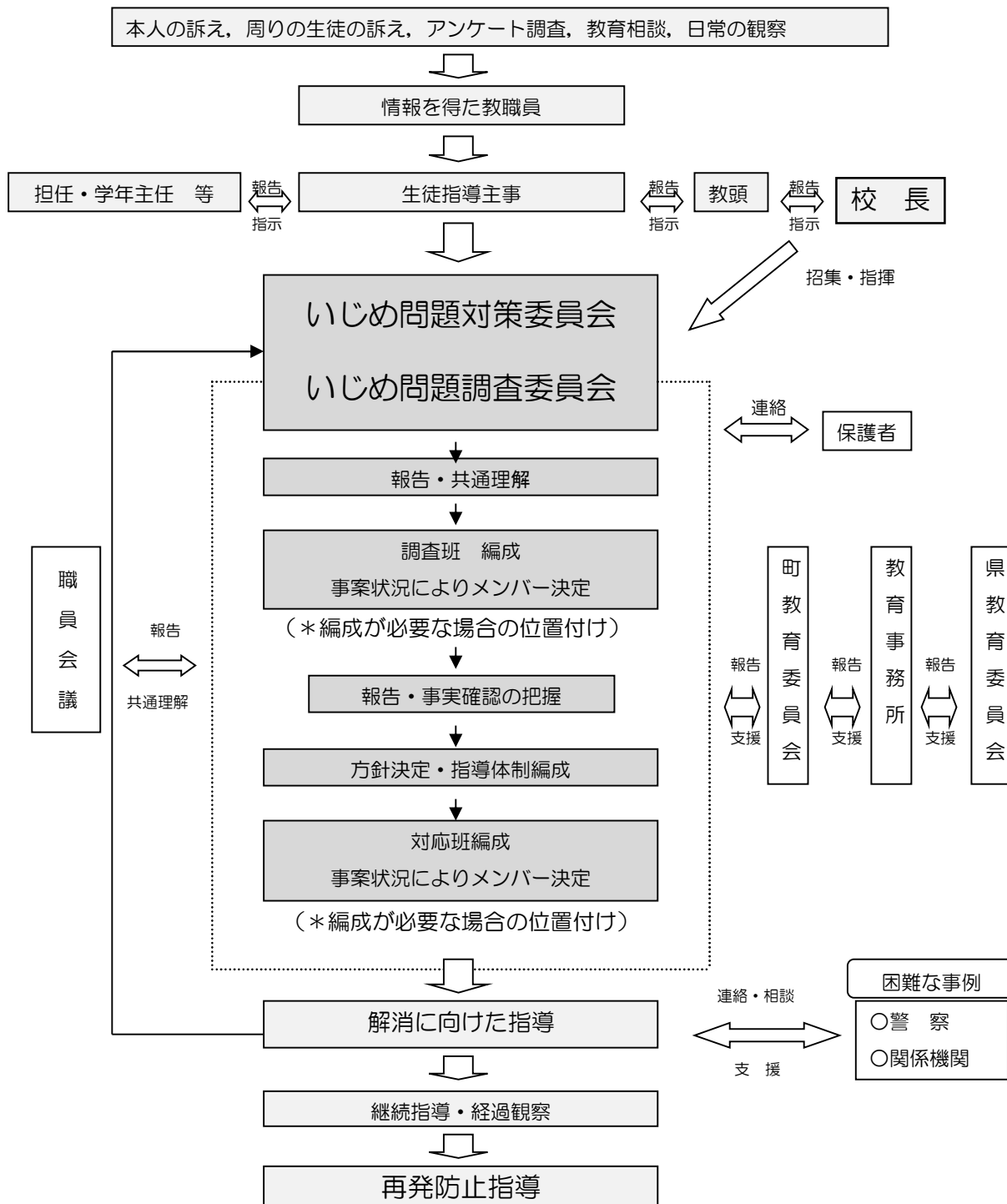
- ◇いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、やめさせることや知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- ◇はやしたてる生徒に対して、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ◇「いじめは決して許さない」という姿勢を学級、学校全体に示す。
- ◇全ての生徒が互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団をつくっていく。

(4) 継続指導の必要性

- ◇いじめられた生徒、いじめた生徒双方とも、カウンセラーや関係機関との連携を図りながら、心のケアにあたる。
- ◇いじめが解消しても二者面談や十分な観察を行い、継続的に指導・支援を行う。
- ◇保護者と連携しながら、継続的に支援や助言を行う。

4 重大事態いじめへの対応

いじめを認知した場合は、担任一人で抱え込まず、学校全体で具体的方策を考え対応していくことが大切である。そのためにも校長のリーダーシップのもと、対策会議の開催や今後の指導方針、具体的対応策を検討し、学校全体で組織的な取り組みが必要である。



※いじめの事案状況に応じて柔軟に対応する。

※いじめの情報が入ってから指導対策の決定までをその日のうちに行うことを基本とする。

※把握した情報・状況をもとに十分協議し慎重に対応することが必要である。

第5章 ネット上のいじめへの対応

インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及により、ネット上のトラブルが急増している。どのようなトラブルがあるのかをしっかりと把握し、情報モラルの指導に力を入れていく必要がある。いじめの未然防止では、授業による情報モラルの育成はもちろん、携帯電話等を管理している保護者と連携を図りながら進めていくことが大切である。ネット上のいじめが発生した場合は、書き込みの内容を確認し削除するなど迅速に対応する。場合によっては犯罪や法律に触れることも考えられるので、警察等の専門機関と連携をとりながら具体的な対応策を講じる。

1 ネット上のいじめについての理解

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどを利用し、特定の人への悪口や誹謗中傷、許可なく画像をインターネット上のサイトへ書き込んだり、メール等を送ったりする方法でいじめを行うものをいう。

《 トラブル事例 》

- メールでのいじめ
- SNSでのいじめ
- 学校裏サイトでのいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ 等



▽匿名性が高いため何を書いても構わないなど安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害を受けた生徒にとっては、周りのみんながしていると思い込み、心理的にダメージが大きくなる。

▽ネット上に一度流失した情報は、不特定多数に流失したり、アクセスされたりする危険性が高い。

2 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラルを生徒に理解させる

技術の「情報に関する技術」分野の指導はもちろんであるが、関連する他教科においても情報モラルについて指導しなければならない。インターネットによる危険性や陥りやすい事例を具体的に示しながら指導を行って行く必要がある。

《 インターネットの危険性 》

- ◇違法な情報や有害な情報が多く含まれている。
- ◇発信した情報等は、世界中の多くの人に見られている。
- ◇書き込んだことが原因でトラブルを起こし、自殺だけではなく別の犯罪につながる可能性がある。
- ◇ネット上にアップされた情報は、簡単に回収や削除ができない。
- ◇書き込みをした人は匿名でも、必ず特定される。

(2) P T A 総会時や学級懇談会で伝える

- ① 携帯電話やスマートフォン，タブレットを管理しているのは保護者である。有害な情報へアクセスしないようフィルタリングだけではなく，家庭内のルールづくりをしっかりと行う必要がある。
- ② 携帯電話やスマートフォンが本当に必要なのかについて検討していく必要がある。
- ③ 「ネットいじめ」は複雑であり，場合によっては法に触れることがある。
- ④ 家庭内では表情や態度の変化を観察し，小さな変化を見逃さず，何かあれば即座に学校へ相談する。

3 ネット上のいじめへの早期発見・早期対応

(1) 関係機関と連携した対応

- ① 誹謗中傷の書き込みや画像の削除への対応などは保護者にも助言し，協力して解決していく取り組みが必要である。
- ② 解決が困難な場合，警察や地方法務局などの専門機関と連携していく。

(2) 書き込みなどの削除

- ① 被害拡大にならないためにも，学校や専門機関に相談し速やかに削除などの対応を行う必要がある。
- ② 誹謗中傷や許可なく個人情報アップすることは，決して許される行為でないことを教えていくことが必要である。
- ③ 匿名で書き込みをしても必ず特定される。また悪質な場合は犯罪となることを教えていく必要がある。

【チェーンメール転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて，チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

第6章 いじめ防止対策の年間計画

1 年間計画を作成する

◇ 年度当初に年間指導計画を立案し、学校全体で確認し取り組むことが重要である。

2 年間計画により組織的に活動する

◇ PDCAサイクルで推進していくことが大切である。

<年間計画の基本> 学：学級活動 ， 道：道徳の時間 ， 特：特別活動

	組織活動	主な対策（いじめ防止学習と指導）	備考
4月	職員会議／教員研修会 PTA総会での広報活動 いじめ問題対策委員会会議（随時）	学：学級づくりと人間関係づくり（＊年間を通して） 学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
5月	職員会議	学：学級ごとのいじめ防止学習（＊計画的に） 道：道徳年間計画を基づくいじめ防止授業実践（＊随時） 学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
6月	職員会議 PTA地区懇談会での広報活動	特：部活動ごとのいじめ防止学習（＊随時） 学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
7月	学年PTA懇談会での広報活動 職員会議 教員研修会（＊指導主事訪問関連）	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
8月	職員会議	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
9月	職員会議	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
10月	職員会議	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
11月	職員会議	三者相談 学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
12月	学年PTA懇談会での広報活動 職員会議	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
1月	職員会議	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
2月	職員会議 学年PTA懇談会での広報活動	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告
3月	職員会議	学校生活アンケート調査（＊毎月末実施）	月例町報告

第7章 組織体制

1 いじめ問題対策委員会の設置

(1) 役割

いじめ防止対策推進法第22条により、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

(2) 構成員

○教職員……校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭

○教職員以外……町教育委員会関係者、PTA会長、スクールカウンセラー、駐在所長
必要に応じて、町保健福祉課関係者、主任児童委員等が入る。

(3) 運用

- ① 定例のいじめ問題対策委員会は、学期に最低1回開催する。
- ② 話し合いの内容について、職員会議に報告し、全教職員へ周知する。

2 いじめ問題調査委員会の設置

(1) 役割

次に掲げる重大事態について調査を行い対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生を防止を図る。調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

＜重大事態の内容＞

- ① いじめを受けた生徒に生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、たとえば、
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等の重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ その他
生徒や保護者から「いじめられていて重大事態に至った」という申立てがあった時は、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 構成員

町教育委員会の指導の下、いじめ問題対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、いじめ問題調査委員会の構成員を決定する。

(3) 運用

緊急性の高いいじめ事案は、調査班や対応班を編成し対応に当たる。

【 調査班 】

学年主任 担任 生徒指導主事
養護教諭 等

【 対応班 】

学年主任 担任 各学年生徒指導担当 各学年教職員 等

(4) 重大事態いじめに対する調査

① 調査の方法

- ◇ 被害生徒から聴き取ることが可能な場合
 - ・いじめを受けた生徒からは実情や心情を十分に聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い学校生活への復帰や学習支援を行う。
 - ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - ・事実確認後はいじめた生徒への指導およびいじめ行為を止めるよう指導する。
※調査にあたっては、町教育委員会の指導の下、対応にあたる。
- ◇ 被害生徒から聴き取ることが不可能な場合
 - ・被害を受けた生徒の保護者の意見や要望を十分に聴取する。
 - ・保護者に対して今後の調査や対応について協議し、調査を進めていく。
 - ・在籍生徒や教職員に対する質問紙や聴き取り調査を行って行く。

② 調査結果の提供および報告

- ◇ 被害生徒およびその保護者に対して情報提供を行う責任
 - ・被害を受けた生徒およびその保護者に対してはいじめ行為がいつ、誰から行われたかのような内容であったか、学校の対応の仕方など、事実関係について情報をしっかりと説明する必要がある。
 - ・情報の提供では、プライバシー保護に基づき関係者の個人情報等に十分配慮し適切に提供する必要がある。
 - ・質問紙調査では、被害を受けた生徒およびその保護者に情報を提供することを予め考え、その趣旨を調査する生徒や保護者に事前に説明しておく必要がある。
- ◇ 調査結果の町への報告
 - ・いじめの調査結果を町教育委員会を通じて町長へ報告する義務がある。
 - ・説明の結果を踏まえ、被害を受けた生徒及び保護者が希望する場合は、保護者等の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果とともに町長へ送付することが必要である。
- ◇ 加害者の生徒および保護者への説明
 - ・学校への呼び出しを行いいじめの内容の確認や今後の生活についての説明を行う。
 - ・必要な場合は家庭訪問等を行い対応にあたる。
- ◇ 他の保護者への対応
 - ・PTA本部役員と相談しながら、事実関係や今後の指導の方向性などがまとまってから、他の保護者に対して説明を行う。
 - ・重大事案の場合には緊急の保護者会を開催し、事実の説明や状況説明を行う。

③ 留意事項

- ◇ マスコミへの対応
 - ・マスコミや報道関係への対応は学校で一本化し、即答を避け、町教育委員会の指導を受けながら「取材時間や場所等」を決定していく。
例) 電話対応や来校者対応を教頭とする。
- ◇ 地域住民等への対応
 - ・地域住民からの苦情や情報提供などの対応には、誠心誠意対応していく必要がある。学校の対応者も一本化し、原則教頭があたる。
- ◇ その他
 - ・マスコミや報道関係者、地域への対応等はしっかり記録し保管しておく。
 - ・生徒の心のケア等に配慮するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請について町教育委員会を通して行う。